

中山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 10,722	千円 5,404,017	千円 269,621	千円 928,418	% 17.2	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

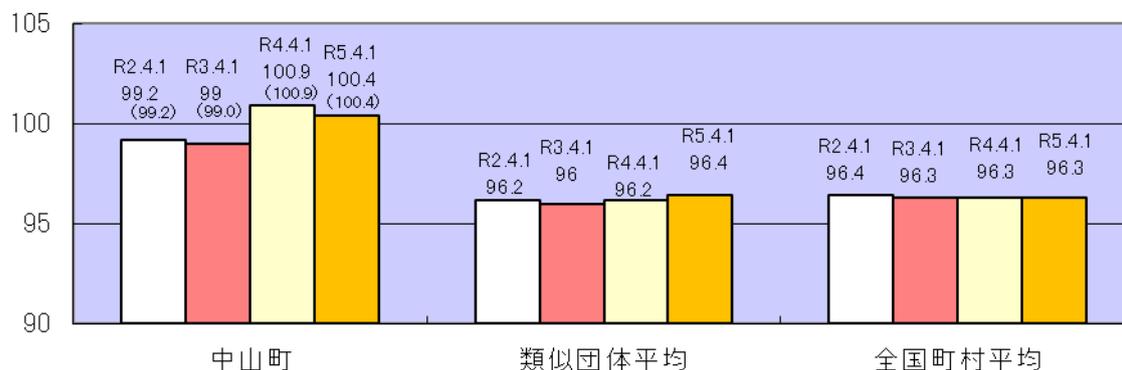
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤続手当	計 B		
4年度	人 92	千円 331,580	千円 45,138	千円 127,278	千円 504,996	千円 5,489	千円 5,447

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の経験年数階層の構成の変動等により、令和5年度のラスパイレス指数が3年前に比べ1.2ポイント上昇し、100を超えているが、今後給与の適正化や適切な制度運営に努めていく。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中山町	40.0歳	303,827円	337,959円	327,005円
山形県	43.4歳	328,500円	404,000円	354,800円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.3歳	301,670円	356,818円	324,493円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
中山町	52.4歳	4人	360,825円	388,200円	379,096円
うち 自動車運転手	*	1人	*	*	*
うち 用務員	50.8歳	3人	356,533円	375,211円	373,783円
山形県	53.4歳	433人	333,600円	372,700円	350,300円
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円
類似団体	52.0歳	4人	289,533円	309,111円	299,110円

区分	民間			参考 A/B
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
中山町	—	—	—	—
うち 自動車運転手	乗用自動車運転者（タクシー運転手を除く）	55.5歳	255,200円	*
うち 用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	241,700円	1.55
区分	参考 年収ベース（試算値）の比較			C/D
	公務員（C）	民間（D）		
	中山町	—	—	
うち 自動車運転手	*	3,627,700円	*	
うち 用務員	6,311,305円	3,253,900円	1.94	

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年度～令和4年度の3ヵ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		中山町	山形県	国
一般行政職	大学卒	188,100円	188,100円	185,200円
	高校卒	156,300円	156,300円	154,600円
技能労務職	高校卒	153,200円	151,700円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	281,308円	308,938円	376,713円	410,500円
	高校卒	*	*	325,000円	*
技能労務職	高校卒	－	－	*	－

(注) 1 「－」は、対象となる職員がいないことを示す。

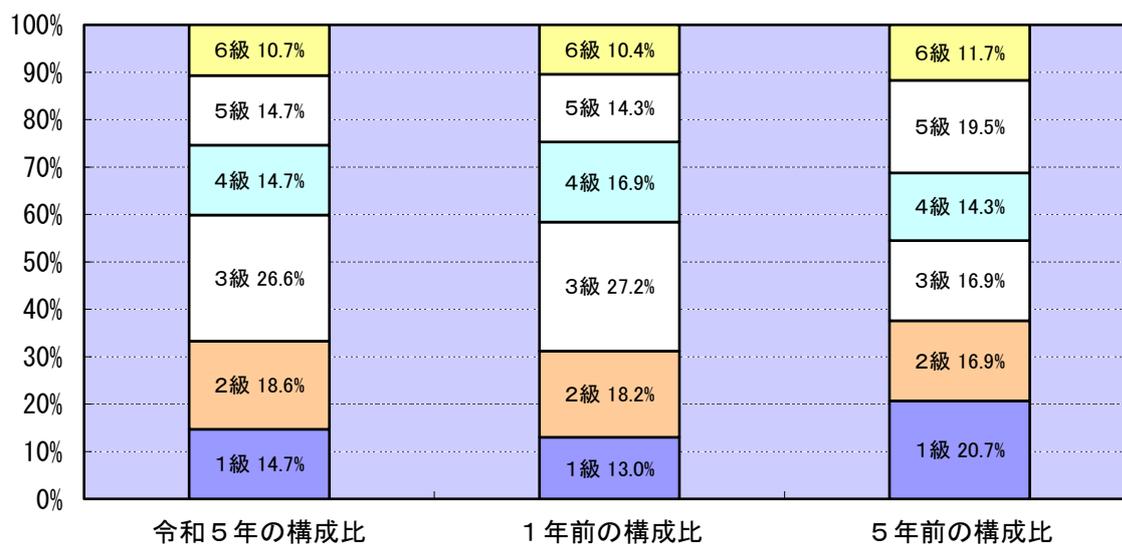
2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「*」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

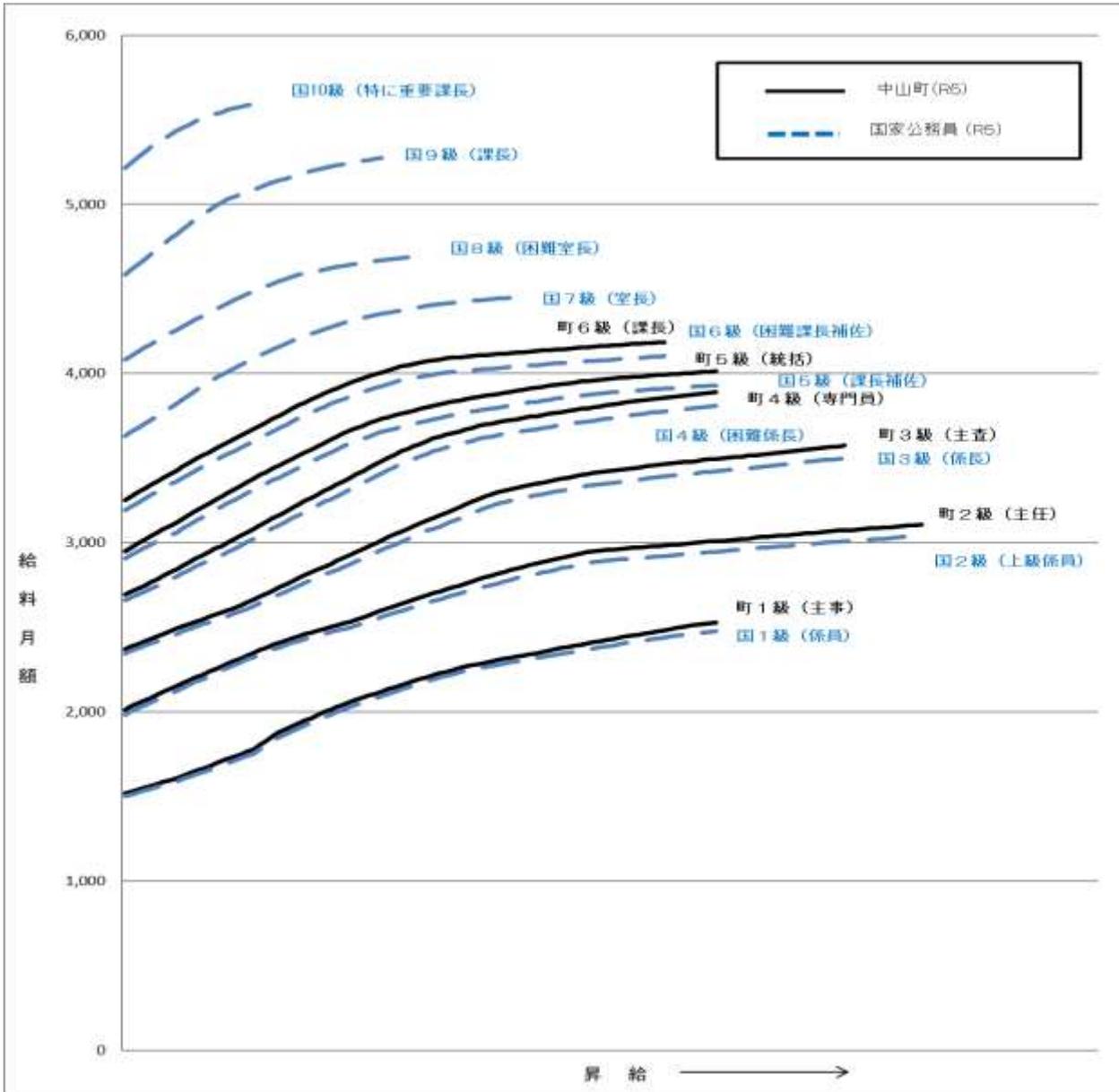
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	11人	14.7%	151,700円	252,700円
2級	主任	14人	18.6%	201,300円	310,700円
3級	主査	20人	26.6%	237,200円	357,400円
4級	専門員	11人	14.7%	269,200円	389,100円
5級	統括	11人	14.7%	295,100円	401,300円
6級	課長・事務局長	8人	10.7%	325,200円	418,600円

- (注) 1 中山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（中山町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中山町	山形県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,285千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,633千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.95月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.95月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(中山町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

区分	中山町		国		
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年	
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
退職時の特別昇給	—		—		
1人当たり平均支給額	13,949千円		—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在) 支給していません

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在) 支給していません

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	19,517千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	199千円
支給実績（令和3年度決算）	19,922千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	197千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

各種選挙関連の時間外勤務手当を含む（令和3年度…衆議院議員総選挙 令和4年度…参議院議員通常選挙、県議会議員選挙、町長選挙及び議会議員補欠選挙）。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500 円 ○一般の扶養親族 子 10,000 円、 父母等 6,500 円 *満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日か ら、満 22 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日 までの間にある子がいる場合 1 人当たり 5,000 円加算	同じ		8,467 千円	210,797 円
住居手当	○借家 限度額 28,000 円	異なる	手当の支給対象 となる家賃の限 度額が、国より も 2,000 円低い	7,606 千円	296,336 円
通勤手当	○交通機関利用者 運賃等相当額 (1 月当たり限度額 55,000 円) ○交通用具使用者 片道 2km 以上の者に、使用距離により支給 (1 月当たり限度額 24,500 円)	異なる	交通用具（自動 車等）使用者に 対する支給額 が、通勤距離の 区分に応じ、国 よりも月額 100 円から 7,100 円 少ない	3,179 千円	47,619 円
管理職 手当	○管理又は監督の地位にある職員に定額支給 41,600 円	同じ		4,492 千円	499,200 円
寒冷地 手当	○扶養親族のある世帯主である職員 17,800 円 ○扶養親族のない世帯主である職員 10,200 円 ○世帯主でない職員 7,360 円	同じ		5,802 千円	61,334 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	738,000 円 (820,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 846,000 円／556,500 円
	副 町 長	603,250 円 (635,000 円)	676,000 円／479,000 円
	教 育 長	567,450 円 (585,000 円)	-
報 酬	議 長	310,000 円	354,000 円／247,000 円
	副 議 長	255,000 円	306,000 円／193,000 円
	議 員	240,000 円	288,000 円／175,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和4年度支給割合) 6月：1.60月分 12月：1.65月分 計：3.25月分	
	副 町 長		
	教 育 長		
	議 長		
	副 議 長		
通 勤 手 当	町 長	一般行政職の職員に同じ	
	副 町 長		
	教 育 長		
寒 冷 地 手 当	町 長	一般行政職の職員に同じ	
	副 町 長		
	教 育 長		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額(820,000円)×在職月数×0.567 (1期の手当額) 22,317,120円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	
	副 町 長	(算定方式) 給料月額(635,000円)×在職月数×0.331 (1期の手当額) 10,088,880円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	
	教 育 長	(算定方式) 給料月額(585,000円)×在職月数×0.236 (1期の手当額) 4,970,160円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月。ただし、教育長は3年=36月。)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

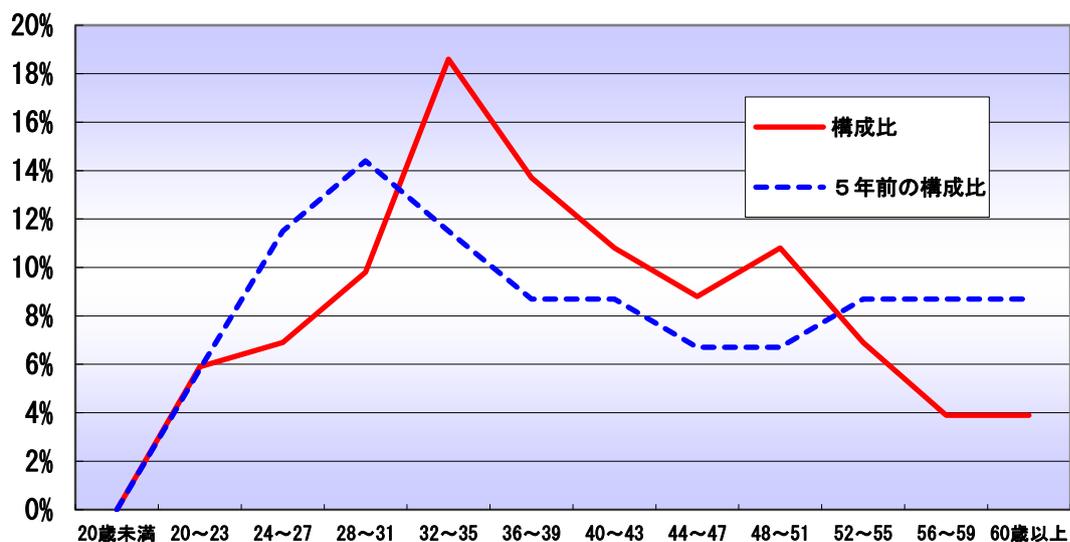
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	25	27	▲2	再任用短時間勤務職員が配置されたため
		税務	8	8	0	
		農林水産	6	7	▲1	退職したフルタイム再任用職員不補充のため
		商工	5	3	2	産休(育休)職員の代替措置のため 県への相互交流職員派遣のため
		土木	5	5	0	
		民生	16	17	▲1	育休職員が復職時に異動したため
		衛生	7	8	▲1	再任用短時間勤務職員が配置されたため
	小計	74	77	▲3	<参考> 人口1万当たり職員数 69.02人 (類似団体の人口1万当たり職員数 89.00人)	
	教育部門	15	15	0		
小計	89	92	▲3	<参考> 人口1万当たり職員数 83.01人 (類似団体の人口1万当たり職員数 107.03人)		
公営企業等 会計部門	国保	4	4	0		
	下水道	3	3	0		
	介護保険	5	4	1	再任用短時間勤務職員退職によるフルタイム再任用職員の増	
	その他	1	1	0		
	小計	13	12	1		
合計		102 [104]	104 [104]	▲3	<参考> 人口1万当たり職員数 95.13人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	7人	10人	19人	14人	11人	9人	11人	7人	4人	4人	102人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	77	75	79	78	77	74	▲3 (▲3.9%)
教育	15	16	15	15	15	15	0 (0.0%)
普通会計計	92	91	94	93	92	89	▲3 (▲3.3%)
公営企業等 会計計	12	12	12	14	12	13	1 (8.3%)
総合計	104	103	106	107	104	102	▲2 (▲1.9%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。